

福島県建築行政マネジメント計画の目標達成のための取組実施状況

項目名	【目標】・取組内容	実施状況				
		項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1.建築確認から検査の実効性確保						
1.1建築確認審査	【迅速かつ確かな建築確認審査の徹底】					
	1 構造計算適合性判定を伴う建築確認審査の期間短縮	平均日数	19.1日	19.5日	20.1日	21.8日
	2 県特定行政庁等連絡会議・県特定行政庁等担当者会議の開催	開催回数	3回	1回	2回	2回
1.2中間・完了検査及び工事監理	【中間・完了検査及び工事監理業務の適正化の徹底】					
	3 完了検査受検率の向上	受検率	103.9%	98.6%	94.0%	98.9%
	4 完了検査未受検物件に対する督促	督促率	66.7%	96.3%	65.9%	72.3%
	5 工事監理者等決定届の未提出件数の減	未提出件数	18件	12件	22件	9件
1.3仮使用認定等	【仮使用認定制度の適確な運用・工事中建築物等の安全性等確保の徹底】					
1.4指定確認検査機関等	【指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する適時適切な指導・監督】					
	6 県指定確認検査機関・県指定構造適判定機関への立入検査を実施	立入件数	3件	3件	3件	3件
2.建築士・建築士事務所に対する指導・監督						
	【建築士・建築士事務所に対する適時適切な指導・監督】					
	7 建築士事務所への立入調査を実施	立入件数	47件	39件	56件	53件
	8 二級・木造建築士定期講習の未受講者への督促	督促率	100%	100%	100%	100%
	9 建築士事務所業務報告書の提出率の向上	提出率	62.4%	66.2%	77.5%	61.6%
3.違反建築物等の発生防止と早期解消						
3.1違反建築物	【違反建築物の発生防止と早期解消】					
	【不特定多数の者が利用する建築物の維持保全の適正化】					
	10 建築物防災週間等に既存建築物の立入調査を実施	立入件数	230件	286件	256件	287件
3.2違法設置昇降機	【違法設置昇降機の発生防止と早期解消】					
4.建築物及び建築設備の維持保全						
4.1定期報告	【定期報告制度の適確な運用による安全性等の確保】					
	11 定期報告率（建築物・建築設備・昇降機・防火設備）の向上	報告率	84.9%	87.4%	86.2%	84.4%
	12 定期報告未提出者への督促（建築物・建築設備・昇降機・防火設備）	督促率	67.8%	95.2%	91.4%	91.7%
4.2アスベスト含有建築物	【民間建築物におけるアスベスト対策の促進】					
	13 1,000㎡以上の建築物のアスベスト使用実態を把握	把握率	99.1%	99.0%	99.0%	98.8%
	14 300㎡以上の不特定多数の者が利用する建築物のアスベスト使用実態を把握	把握率	36.2%	24.4%	21.9%	1.3%
	15 アスベスト含有調査に対する補助事業を実施する市町村の増	補助実施数	2市町村	2市町村	4市町村	7市町村
4.3既存不適格建築物	【既存不適格建築物の耐震性能や防火避難性能等の向上】					
	【建築ストックの有効活用の促進】					
	16 エレベーターの戸開走行保護装置等の設置率の向上	設置率	33.0%	35.2%	31.1%	26.2%
5.事故・災害への対応						
5.1建築物等事故・災害	【警察・消防等の連携した迅速かつ確かな事故対応】					
5.2被災建築物応急危険度判定	【被災建築物応急危険度判定の実施体制・支援協体制の確保】					
	【被災建築物応急危険度判定士の登録数2,000名】					
	【被災建築物応急危険度判定コーディネーターの登録数200名】					
	17 被災建築物応急危険度判定士の必要人数を確保	登録数	1870名	1778名	1600名	1713名
	18 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの必要人数を確保	登録数	269名	238名	215名	174名
	19 応急危険度判定実施要否検討のための協定を市町村と締結	協定締結数	6市町村	6市町村	6市町村	実績なし
	20 模擬訓練、連絡訓練を実施	実施数	2回	3回	3回	3回
6.消費者トラブルへの対応						
	【建築物に関する苦情相談体制の確保】					
	【建築物の安全・安心の確保に関する情報の提供】					
	21 建築士事務所の処分情報を公開	公開率	100%	実績なし	実績なし	実績なし
7.業務執行体制の確保						
	【業務執行体制の確保】					
	【関係機関・団体との連携体制の整備】					
	【申請手続の電子化に向けた体制の検討・整備】					
	22 指定道路図のHPによる公開（2項道路）	公開数	1市町村	0市町村	0市町村	0市町村
	23 // （5号道路）	公開数	26市町村	10市町村	1市町村	0市町村
	24 建築士事務所業務報告書のメールによる受付を開始	開始年月	令和3年5月	令和3年5月	令和3年5月	実績なし